

福島市東京圏わかもの就活応援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島市は、ふくしま創生総合戦略及び福島市総合計画に基づき、東京圏の大学又は大学院（以下、「大学等」という。）を卒業・修了した学生の福島市内への移住を伴う県内就職を支援するため、福島県と共同して行う福島市東京圏わかもの就活応援事業において、東京圏内の大学等を卒業して、福島市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することとする。地方就職支援金の交付については、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）、その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。）以外の地域をいう。

(2) 移住とは、東京圏の市区町村から福島市に主たる生活拠点を移し、福島市に住民登録を有することをいう。

(対象経費と支援金の交付金額)

第3条 地方就職支援金は、就職活動等にかかる経費（以下、「交通費」という。）及びに移住にかかる経費（以下、「移転費」という。）に対して交付する。

2 交通費に対する地方就職支援金（以下、「地方就職支援金（交通費）」という。）の金額は、8,000円を上限とし、往復交通費に要した公共交通機関の経費（実費）の範囲内での支給とする。ただし、福島県外（合理的な場所に限る。）での採用選考の場合は、往復交通費に要した経費（実費）の2分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、8,000円を上限とする。なお、就業先企業が交通費を支給している場合は、対象経費から企業負担分を差し引いた額の2分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、8,000円を上限とする。

3 移転費に対する地方就職支援金（以下、「地方就職支援金（移転費）」という。）の金額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、66,000円を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内での支給とする。ただし、就業先企業が移転費を支給している場合は、地方就職支援金（移転費）の対象とならない。

4 地方就職支援金（移転費）の対象外経費と、移転費について最低限の実費であることを証明できる場合は別表のとおりとする。

（交付回数）

第4条 地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）について、それぞれ一人1回を限度とする。

（対象者要件）

第5条 申請時において、次の（1）及び（2）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる①、②及び③の要件を満たすこと。

① 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内の対象大学等に在学（原則4年以上）し、当該対象大学等を卒業・修了していること。ただし、地方就職支援金（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

② 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 福島市に移住したこと。ただし、地方就職支援金（交通費）については、福島県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

イ 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

ウ 福島市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、卒業後にアの内定企業に就職し、福島市に移住する意思を有していること。

③ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他、福島県又は福島市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（2）就業に関する要件

次に掲げる①及び②の要件を満たすこと。

① 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が福島県内に所在する企業等に、前号（1）①アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

- ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- エ 官公庁等においては、県内に所在する官公庁等（国の機関を除く）であること。ただし、官公庁等から交通費・移転費が支給される場合は、地方就職支援金の対象とならない。
- オ 地方就職支援金（交通費）においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

② 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- イ 福島県内への勤務地限定型社員としての採用であること（福島市からの転居が必要となる勤務地への転勤の可能性がないこと）。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第6条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第1号の別紙1）
- （2）福島市東京圏わかもの就活応援事業に係る個人情報の取扱い（様式第1号の別紙2）
- （3）就業証明書（様式第2号の1）
（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、内定先企業による内定証明書（様式第2号の2））
- （4）卒業・修了証明書（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの））
- （5）身分証明書（免許証その他の顔写真付きの本人確認書類）
- （6）交通費及び移転費の領収書等（交通費及び移転費の内訳が明確なものに限る。移転費について最低限の実費であることを証明する場合には、3社からの見積書等を合わせて提出）
- （7）移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）又は卒業年度の複数月の公共料金領収書等）の写し
- （8）預金通帳、キャッシュカードその他の地方就職支援金の振込先が確認できるものの写し

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、規則第7条の規定に基づき、速やかに地方就職支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、その内容等を当該申請者に通知する。

- 2 審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その理由を付して、地方就職支援金交付申請却下通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

(実績報告及び請求等の併合)

第8条 第6条の交付の申請のうち、規則第14条の規定による実績報告及び規則第17条の規定による請求の手続きについては、規則第22条の規定に基づき併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(支援金の交付)

第9条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第10条 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により地方就職支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定兼確定通知書再交付願(様式第5号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第11条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定兼確定通知書(再交付)(様式第6号)により、申請者に交付する。

(交付申請及び交付請求の取下げ)

第12条 申請者が第6条に規定する地方就職支援金の交付申請及び交付請求の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第13条 福島県及び福島市は、福島市東京圏わかもの就活応援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、福島市東京圏わかもの就活応援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第14条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当すると認められた場合は、交付決定の全額または半額を取消し、また、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び福島市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ① 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- ② (在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
- ③ (在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)申請日から1年以内に福島市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に福島市に住民票がある場合を除く。)
- ④ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日

から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。)

- ⑤ 転入日から3年未満に福島市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、第5条(2)の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に福島市以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に福島市から転出した場合。ただし、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、第5条(2)の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に福島市以外の市区町村に転出した場合

(転出の報告)

第15条 地方就職支援金の交付を受けた者は、転入日から5年を経過する日までの間に福島市から転出しようとする場合、または、東京圏へ住民票を移さず転出していた者については、第5条(2)の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から5年を経過する日までの間に福島市から転出しようとする場合は、「転出先報告書」(様式第7号)により福島市長へ報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、福島県と福島市が協議して定める。

別表(第3条関係)

区 分	内 容
地方就職支援金(移転費)の対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・ 個人的趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の費用・ 自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用・ 荷造、荷解にかかる追加費用(いわゆるお任せパック等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む)・ 工事、設置等に係る追加費用・ 家具、家電等の購入費及びレンタル料・ 修繕費(ハウスクリーニング等の原状回復費用を含む)・ 家電リサイクル費用・ 不用品、不要品、粗大ごみ回収費用・ 荷物を一時保管する場合の追加費用・ 敷金、礼金、仲介手数料等・ 物件の下見にかかる費用・ 友人等の手伝い者の謝礼及び食事代
移転費について最低限の実費であることを証明できる	<ul style="list-style-type: none">・ 3社から見積書を取得し、引越業者へ依頼した場合(対象外経費を区別できるもの)

<p>場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3社未満しか見積書を取得できなかったが、引越業者を広く検索した上で、依頼した場合（取得した見積書、メタサーチサイトの検索画面 等） ・ 宅配便で引っ越した場合（引越業者へ依頼したと仮定した場合よりも安価であるとわかる資料） ・ 自家用車・レンタカーで引越した場合（高速道路料金・ガソリン代が社会通念上相当であるとわかる資料や、レンタカー代金について、借入期間・車種・オプションが最低限であるとわかる資料）
-----------	--

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。